

第2章

ラオスにおける国民の支持獲得過程

——国会を通じた不満吸収と国民への応答メカニズム——

山田 紀彦

はじめに

ラオス人民革命党は1975年の政権樹立以降、約40年間独裁体制を維持している。その特徴は強固な党=国家体制を維持しながらも⁽¹⁾、経済・社会状況の変化に柔軟に適応し国民の不满を緩和してきたことにある。もちろん人民革命党は暴力装置を独占する唯一の権力機関であり、体制維持のためには暴力や抑圧の手段の行使をいとわない⁽²⁾。しかし多くの権威主義体制研究が指摘するように、暴力や抑圧だけでは独裁体制を維持することは難しい。体制を安定的に維持するには国民の積極的/消極的支持獲得が必要不可欠なのである (Magaloni 2006, 19; Ezrow and Frantz 2011, 55; Rose, Mishler and Munro 2011, 1-5; Dimitrov 2013b, 4)。

このような課題に対応するため人民革命党は近年、国会を国民の支持獲得機関のひとつとして活用し始めた⁽³⁾。拙稿 (山田 2013) では党が国会と選挙を通じて国民の政治参加を拡大し、国民の声を国会に反映させることで支持を獲得していると論じた。確かに民意反映メカニズムの多様化は大きな変化であり、少なくとも国民の消極的支持は獲得できると考えられる。しかしそれは国会機能の一部にすぎない。また、意見を国会の議論に反映させただけで何らかの応答がなければ、逆に体制への信頼を低下させる恐れがある。つ

まり「ガス抜き」は短期的に有効であっても、国民の支持を獲得しかつ長期に維持することはできない。

蒲島(1988, 5)は、「政府が政治参加を通して伝達される市民の選好に順応的に反応するとき、また市民が参加を通して国家と一体感をもったとき政治システムは安定する」と述べている⁽⁴⁾。これは政治体制の種類にかかわらず当てはまる議論であろう。つまり独裁者が国民からのインプットに対してどのようなアウトプットを提供するかが、支持獲得にとって重要なのである(Rose, Mishler and Munro 2011, 2; Chang, Chu and Welsh 2013, 150-151, 162)。では、ラオスの国会はどのようなアウトプット機能をもち国民のインプットに応答しているのだろうか。それを明らかにすることが本章の目的である。

人民革命党は約40年かけて強固な管理メカニズムを構築してきた。しかし党は抑圧の手段のみに依存してきたわけではない。その時々を経済・社会状況に適応し、場合によっては大きな路線変更を行うことで国民の不満に対応してきた。たとえば党は1979年6月、農民の不満が高まったことを受けて新規合作社建設を中断し、建国後に開始した農業集団化を事実上断念した(Evans 1990, 54)。そして経済が低迷し国民生活が悪化すると、同年11月には市場経済原理の一部導入を決定する(Kaysone 1979; 山田 2011, 15)。理想としての社会主義を掲げつつも、政権獲得後わずか数年で路線を転換したのである。また1980年代後半の東欧諸国やソ連の民主化に対しては、一党支配体制の維持を前提としつつも政治制度改革や自由化の拡大により国民の不満解消に努めた(山田 2005, 41-42; 2011, 27-28)。

国会の変化もその政治制度改革のひとつに位置づけられる。党は国内外の政治状況や経済・社会状況の変化に即して国会の役割を徐々に変化させてきた。国会は民族統合機関、党の政策を追認する「ゴム印機関」から、1990年代に市場経済化が本格化し法律の制定が急務になると立法機関としての役割を果たすようになる。そして2000年代に入り経済格差、汚職、土地紛争などの拡大により国民の不満が高まると、党は国民の声を国会に反映させる仕組みを構築するのである(山田 2013, 48)。

これまでのラオス研究では国会が分析対象になることはほとんどなかった⁽⁵⁾。それは長らく国会が党の「ゴム印機関」とみなされ、政治アクターとして認識されてこなかったためであろう。しかし近年の国会の変化は徐々に研究者の関心を引きつけるようになった。たとえば High (2013) は、国会はもはや「ゴム印機関」でなくなり、政治的議論が行われ、政府批判や国民の不満表出の場として機能するようになったとし、そのような変化を「民主化の鼓動」と肯定的にとらえている。

一方近年の比較政治学では、政党、議会、選挙などの民主的制度が権威主義体制の持続にどのような役割を果たしているのかに関心が集まり、必ずしも政治制度改革と民主化を結びつけていない⁽⁶⁾。ラオスにおける政治制度改革も当初から体制維持を目的として始まった。カイソーン党書記長（当時）は、政治制度改革の始まりとされる1991年の第5回党大会で次のように述べている。

「(中略) この政治体制を他の政治体制に転換しなければならないということの意味しない。それは、各構成機関の役割と任務を明確に定め、それに基づいた人民民主主義政治制度における組織改革であり、その作業様式の改善である。党の役割と指導能力の向上を確かなものにし、国家機関による管理、統制における権威を高め、同時に大衆組織の役割を拡大することにより、政治制度とその構成機関が持続的かつ調和して正しく活動することである」(Kaysone 1991, 41)。

このような党の姿勢は現在でも変わっていない⁽⁷⁾。そうであれば、近年の国会の変化は「民主化」ではなく体制維持の観点からとらえるべきだろう。そして党が国民の支持獲得のために国会を活用するのであれば、国民からのインプットに対して何らかのアウトプットメカニズムを有し、国民の不満に応答していると考えられるのである。

以下、第1節では先行研究の整理を通じて本章の位置づけを確認する。そ

して第2節以降は国民からのインプットに対する国会のアウトプット機能について論じる。まず第2節では、国民の不満表出制度のひとつである不服申立て制度を考察する。国民は行政や司法への不服を国会に対して申立て、それに対して国会は議員や中央・地方の国会組織を通じて応答している。第3節では、ホットラインへの対応について論じる。ホットラインとは国会会期中にかぎり設置される電話、ファクス、E-mail、私書箱であり、これらのチャンネルを通じて国民は国会に対して自由に意見を表明することができる。これに対して国会はメディアを通じて回答している。以上の2節からは、国会の多様なアウトプット機能が示されよう。そして「おわりに」では、独裁体制下の議会についてラオスの事例がもつインプリケーションを示すことにする。

第1節 先行研究と本章の位置づけ

1. 拙稿（山田 2013）の議論と残された課題

人民革命党体制の維持と議会の関係に関する先行研究は、管見の限り拙稿（2013）以外にはない。そこでは、民主的制度が体制の持続に寄与するという権威主義体制研究の知見に依拠しつつも、多くの先行研究が対象としてきた競争的権威主義体制と共産党独裁体制とでは制度の機能が異なるとし、選挙と議会機能について分析を行った。要約すると以下ようになる。

1999年にアジア経済危機に起因する民主化デモが起き、また経済発展にともない汚職や経済格差などが拡大し国民の不満が高まったことを受けて、党は2001年3月の第7回党大会において国会議員と国民の密接な関係を構築するとの方針を掲げる（Eekasaan koongpasum nyai khang thii VII khoong phak pasaaxon pativat lao 2001, 47）。そして2003年5月に憲法を改正し国会の位置づけを次のように変更した。

1991年憲法は国会を人民の代表機関であり（第4条）⁸⁾、国家の基本的問題を決定する立法機関（第39条）と定めていた（Saphaa pasaaxon suunsut 1991, 12）。一方2003年改正憲法では、国会は立法機関に加えて「諸民族人民の権利と利益の代表機関」（第52条）となった（Saphaa haeng saat 2003, 19）。これにより国会が誰を代表し、また何を代表するのか、位置づけと役割がより明確になったのである。

これを受けて国会は2005年にホットラインを設置する。これは国会会期中にかぎり設置される専用電話回線、E-mail、ファクス、私書箱であり、これらのチャンネルを通じて国民は国会に対して自由に意見をいえるようになった。当初の目的は国会審議中の法案や問題に対する意見聴取であったが、実際には土地問題、公務員給与問題、汚職問題、環境問題、裁判の不正についての訴え、学校や病院建設要請などさまざまな意見が国民から寄せられている。

そして議員も国民の声を背景に、国会で政府に対して厳しい質問を投げかけ始めた。第6期（2006～2010年）国会では、とくに県の指導幹部を兼職する議員が地方問題だけでなく国政問題についても積極的に発言した。中央か地方どちらのノミネートか、また地元出身かどうかに関係なく、多くの議員が国政や選挙区の問題を国会でとりあげるようになったのである。議員は中央国家機関に所属し国家選挙委員会からノミネートされ選挙区を割り当てられる中央候補者と、地方機関に所属し地方選挙委員会からノミネートされる地方候補者にわかれている。つまり、選挙区とは関係が薄い議員が選挙区の問題をとりあげ、反対に中央と関係が薄い議員が国政問題をとりあげるということである。そうすることで、議員は国民と選挙区の代表という二重の代表性を帯び、国民の代弁者となった。

さらに2010年になると国会法が改正され、各選挙区（＝各県）に設置されている国会議員団⁹⁾が「地方議会」の代替として機能するようになり、地方での議員活動が活発になった。その目的は末端の声を直接拾い上げ、より住民に近いところで問題に対応することである。ラオスは1991年に地方議会を

廃止している。そこで選挙区の国会議員団を地方議会の代替とすることが考えられたのである。この措置により選挙区国会議員団は、県レベルの重要問題の決定、経済・社会開発計画や予算計画の作成に関与できるようになり、また行政機関への監督権限も強化された（第55条）。それにともない第56条は議員に対し、重要問題に関して人民や社会組織の意見を聴取するための会議開催権（第9項）も付与している。

そして国会法改正以降の第7期（2011年～2015）国会議員団は、1年間で全国2025カ所、約24万5287人に対して成果普及活動を行い、また1300以上の陳情を受けた（*Pasaaxon*, July 3, 2012）。筆者による聞き取り調査でも各県にある国会事務所への国民の陳情が増え¹⁰⁰、議員が県行政と村の間に入り問題解決の橋渡しをすることが確認できた。

一方選挙は、国会が上述の役割を果たせるよう戦略的に活用されている。ラオスは一党独裁体制であるため、党の意向に反する人物が立候補できない選挙制度となっている。つまり、党は候補者選出段階で自らの意向を反映させることができるのである。したがって候補者の属性をみれば、党がどのような国会の構築をめざしたのかその意図が把握可能となる。1992年から2011年まで実施された計5回の選挙における候補者の属性からは、民族構成や中央/地方候補者の割合などの基本構成はほぼ変わらないものの、候補者の役職にはその時々の党の方針が反映されていることがわかった。

たとえば2006年の第6期国会選挙では、地方の声を反映させるために県指導幹部の割合が過去最高となった¹⁰¹。一方第7期国会選挙では、県指導幹部の割合が減り郡指導幹部や議員団をサポートする地方国会事務所職員、また社会・大衆組織を統轄し社会状況を把握する県レベルの国家建設戦線出身者の割合が増えた¹⁰²。つまり第6期では地方全般の声を、第7期では国民と密接な関係を構築し末端の声を反映させようという党の意図が見て取れたのである。

以上のように拙稿（2013）では、党が国会と選挙を連関させ国民の意見を国会に反映させていることを明らかにし、少なくとも国民の消極的支持を獲

得していると論じた。しかしアウトプット機能については、閣僚答弁の一部を傍証として示しただけであり詳細は論じていない。またホットラインのみをとりあげ、国会へのもうひとつのインプット機能である不服申立て制度には触れていない。党が国会を国民の支持獲得手段として活用していることをより実証的に示すには、国民の意見表明や不服申立てに対する国会のアウトプットメカニズムを明らかにする必要がある。

2. 国会のアウトプットメカニズム

国会がインプットに対してアウトプット機能を果たすのであれば、国民の質問や不服申立てに対して何らかの対応をし、応答する必要がある。つまり棄却するのであればその理由を、問題を解決するのであればその意思を、そして問題を解決したのであれば結果を国民に説明することが求められる。つまりアカウントビリティが必要になる。

シェドラー (Andreas Schedler) は政治的アカウントビリティの2つの基本要素として、応答性 (answerability) と強制 (enforcement) を挙げている (Schedler 1999, 14)。前者は統治者が自身の行為や決定についての情報を提供し、国民や監督機関に対してそれらを正当化すること、後者は統治者が公的義務に違反したり不正行為を働いたりした場合に制裁 (punishment) を科すことである (Diamond, Plattner and Schedler 1999, 4; Schedler 1999, 14)。そしてアカウントビリティは大きく3つに分けることができる。

ひとつは「水平的アカウントビリティ」であり、法的に権限を与えられた国家機関が他の国家機関の違法行為などに対して行う監視や処罰などを指す (O'Donnel 1999, 40)。もうひとつは、統治者と国民の相互作用に基づく「垂直的アカウントビリティ」である (O'Donnel 1999, 29)。Manin, Przeworski and Stokes (1999, 10) は、「もし市民が自分たちを代表していない政府を識別し彼らに対して適切に制裁を科すことができ、(中略) 権力の座から追いやることができるならば、政府はアカウントブルである」としている¹³⁾。

以上2つの概念は民主主義体制を前提としている。民主主義体制では、国民は選挙によって選好を表出し政府は政策でそれに応じる。そして政策が国民から支持されれば次の選挙で再選し、支持されなければ落選という制裁を科されることになる。このような選挙を通じた「垂直的アカウントビリティ」は、競争的選挙を実施しない共産党独裁体制ではみられない。また「水平的アカウントビリティ」についても、共産党独裁体制では「三権分立」ではなく党管理下の「三権分業」であり、国家機関同士でチェックアンドバランス機能を果たし制裁を科すこともない。

しかし蓮生(2011, 12)によれば、アカウントビリティでは「不承認の意思表示をするメカニズムが制度化されているかどうか」が重要であり、制裁は必ずしも強制を伴わないという¹⁴⁾。そうであればある国家機関が他の機関に対して、また国民が国家に対して不満の声を上げ不承認の意思表示を行うことが制度化されていれば、独裁体制下でも「アカウントビリティ」が機能することになる¹⁵⁾。

一方ディミトロフ(Martin K. Dimitrov)は、共産党独裁体制は古くから「垂直的アカウントビリティ」を奨励してきたと指摘する(Dimitrov 2013c, 277)。共産主義では政府が経済的保障や社会保障を市民に提供する代わりに、市民は体制に忠誠を尽くすかもしくは黙認する「暗黙の社会契約」がある(Cook 1993, 1-16; Dimitrov 2013c, 277)。そして政府が契約を履行するには市民の選好や不満、また地方幹部の汚職に関する情報を収集し問題を解決する必要が生じる。反対に契約が破られ市民が不満を蓄積すると、市民は制度を通じた不満表出ではなく抗議行動を行い、体制崩壊の危機が高まるのである。ディミトロフは体制崩壊の例として1989年のブルガリアを、体制持続の例として中国を挙げている。現在、中国でも制度を通じた国民の不満表出が減少し市民の直接行動が増加しているが、不満はおもに地方政府に対してであり、中央政府が問題に介入し地方政府をアカウントブルにするか、もしくは地方幹部の権力を剥奪し市民に代わって制裁(代理アカウントビリティ: proxy accountability)を科すことで、体制への信頼を構築しているという(Dimitrov 2013c,

277-278)。これが3つめのアカウントビリティである。

ラオスでもホットラインや不服申立て制度確立以前から、国民は各級の行政機関にさまざまな要望や不満を提出し、党や政府も一定程度対応してきた。しかしアジア経済危機の際、通貨キープは2年間で690パーセント下落し、インフレ率も1999年には128パーセントとなり、とくに現金に依存する都市住民や公務員の生活に大打撃を与えたことから（鈴木2002, 262-263）、不満が民主化デモという形で制度外に表出した。デモは党が「暗黙の社会契約」を履行できなくなったことが一因だったともいえる。それ以降、党が国会改革に乗り出し、国民の権利と利益の保護を強調したことは先述のとおりである。そして国会にインプットされる不満は地方機関に対してだけでなく中央機関に対するものも多い。そうであれば、ラオスの国会は中央や地方国家機関が国民に対し何らかの責任を果たすよう媒介機能を果たしている可能性が高い。

以上からは、ラオス国会には3つのアウトプットメカニズムがあると考えられる。第1は、国会が国民の質問や不服申立てに対して直接何らかの対応をし、その結果や理由を説明すること、第2は、国会が中央国家機関の政策や決定に対して不満を表明し、国民の質問や不服申立てに対応するよう国会が媒介機能を果たすこと、そして第3は、国民の質問や不服申立てに地方国家機関が対応するよう国会が媒介機能を果たすことである。つまり国会は「垂直的アカウントビリティ」「水平的アカウントビリティ」「代理アカウントビリティ」を果たしていると考えられる。

次節では不服申立て過程を、そして第3節ではホットライン過程における国会のアウトプットメカニズムをみることで以上の仮説を検証する。

第2節 不服申立て過程と国会の対応

1. 請願解決法の制定と不服申立て過程

2005年11月、第5期第8回国会にて請願解決法が可決された(Kaswang nyuthitham 2008)。先述のようにDimitrov (2013c, 277-278)は、共産主義体制では国民の選好を把握する目的で国民の不満表出が奨励されてきたと指摘する。ラオスでも国民が行政機関に対して口頭や文書で不満や要望を表明することは古くから行われてきた。たとえば村人が村長に対して問題解決を要請し、上級の郡や県行政機関に陳情に行くことは日常的にみられる。地方住民が中央の党や政府に陳情に行くことも珍しくはない。それらの実践を法制化した背景には、経済格差、汚職、土地紛争の拡大など、経済開発の負の側面が顕著になり国民の不満が高まってきたこと、また、これまで人民の訴えや提案が国家主席府、国会、党中央事務局、首相府などに送られ統一的でなく、問題が一向に解決されてこなかったことがある。つまり問題に統一的に対応し未解決問題を減らすことが立法化の目的であった(Pasaaxon, October 19, 2005)。

請願解決法によると、18歳以上の市民や組織は法律や規則に違反し、国家や集団の利害または自身の権利と利益に抵触すると考えられる個人や組織の行動・決定について、問題解決を要請する請願書を関係機関に提出することができる(第2条, 第12条)。請願書には、(1)国家行政機関に提出する要望書、(2)捜査機関、検察院または裁判所に提出する提訴状、(3)国会に提出する不服申立て書の3種類があり、(1)は行政機関に対して行政にかかわる事案を解決するよう要請すること、(2)は民事/刑事訴訟法に沿って法的審理による問題解決を要請すること、そして(3)は、国家行政機関または検察院や裁判所の決定が公正でないと判断した場合に国会に対して不服を申立てることである(第2条, 第16条, 第21条, 第23条)。つまり国会は国民の不満を解決する最終

機関と位置づけられている。

問題解決は次のような過程で行われる。まず不服申立書は、国家行政機関または裁判所の最終決定通達後60日以内に選挙区国会議員団に提出される。議員団は選挙区国会事務所のサポートを受けながら、不服申立書受理後30日以内に審議を行う（第27条、第37条）。このとき議員団は必要に応じてすべての情報やデータ、証拠などを再度審議する（第25条）。また議員団長は、地方級の裁判所長官、検察院長、関係各機関を召喚し協議することもできる（第40条）。審議後、議員団は行政機関や裁判所の決定を支持するか、または、行政機関、検察院、裁判所の審議やり直しを決定する（第26条）。この決定は不服申立人と関係各機関に通達される（第25条）。もし議員団が定められた期限内に審議できない場合、不服申立人は国会常務委員会に対して審議請求できる（第27条）。また不服申立人が国会議員団の決定に同意しない場合も、国会常務委員会に最終決定を仰ぐことができる（第25条）。国会常務委員会は国会事務局のサポートを受けながら問題に対応し（第37条）、必要に応じて首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長を召喚し、問題解決について協議する（第40条）。そして国会常務委員会は最終的に、行政機関や裁判所の決定を支持するか、または、行政機関、検察院、裁判所の審議やり直しを決定する（第26条）。

以上が法律で定められた不服申立て過程である。国民は問題に応じてまず国家行政機関や裁判所・検察院に訴え、両機関の決定に同意しなければ選挙区国会議員団に不服申立書を提出する。そして議員団の決定に不満であれば国会常務委員会に再度不服申立てを行うことができる。つまり国民には、地方と中央の二段階で不服申立てができる機会が付与されているのである。

しかし議員団や国会常務委員会は、行政や司法の判断を支持するか審議やり直しを決定するだけであり、両機関に代わって問題解決の具体的な手段を示すわけではない。とはいえ、国会が行政や司法の判断に異議を唱え審議やり直しを決定できるということは、両機関の権力の逸脱や不正を監督し（水平的アカウンタビリティ）、問題解決の媒介機能を果たすことになる（代理ア

カウンタビリティ)。では、実際に選挙区国会議員団や国会事務所、国会常務委員会はどのように対応しているのだろうか。

以下では、国会請願・国籍局、6県の選挙区議員団や国会事務所で行った筆者による聞き取り¹⁶⁾、国会が発行する新聞 *Phouthen Pasaxon* (人民代表)¹⁷⁾、そして党機関紙 *Pasaaxon* (人民) におもに依拠しながら国会による実際の対応過程をみることにする¹⁸⁾。

2. 国会議員団、国会事務所、国会の対応

選挙区議員団と国会事務所の役割は2010年の国会法改正により大きく変化した。法改正以前は、各選挙区議員団常任議員（以下、選挙区常任議員）はほとんどの選挙区で1人であり、国会議員の多くは他に本務をもつ非専従議員であった。しかし第7期国会からは、各選挙区常任議員は少なくとも3人にすることが選挙時に定められた¹⁹⁾。この背景には有権者と密接な関係を構築すること、また選挙区議員団が「地方議会」の代替機能をもつようになったことがある。これにともなって、議員団を補佐する選挙区国会事務所の地位も県レベルの省出先部門と同格から県官房と同格に引き上げられた²⁰⁾。職員総数も第6期の153人から第7期には269人と大幅に増えている (Saphaa haeng saat suun khoon muun khaaw saan 2013, 283)。つまり第7期以降、国民の不服申立てや不満に対応する環境が整ったのである。

実際の過程は次のようになっている。まず、不服申立人は不服申立書を作成し選挙区国会事務所に提出する²¹⁾。決まったフォームはなくまた村長の署名も要件となっていないが、国会請願・国籍局での聞き取りでは拇印の押印は必須とのことである²²⁾。また県によっては口頭での不服申立てを受け付けるところもある²³⁾。不服申立人は書類提出の際に受付番号をもらい、後にその番号によって審議結果を確認する。さらに不服申立ては国会事務所への文書提出の他に、議員が村々を訪問した際にも行われる。近年は国民が国会の代表性と役割を認識し始めたことから、行政や司法に訴える前に国会に問題

解決を要請することもあり、本来ならばまず行政や司法に訴える事案が国会への不服申立てには混在している。つまり請願法に定められたように、行政、司法、国会というような過程を辿らない場合もある。

聞き取りによると、選挙区国会議員団における実際の不服申立て処理方法は大きく4つある。第1は、内容により選挙区常任議員がその場で対応し解決すること、第2は、国会議員団会議に付し解決を図ること、第3は、国会議員団が協議し内容に応じて関係各機関に問題解決を要請すること、そして第4は、県に設置されている法律遵守委員会に問題を送り解決することであ

表 2-1 第14選挙区サラワン県法律遵守委員会、事務局メンバー

委員会メンバー		
1	第14選挙区国会議員団長	委員長
2	県人民裁判所長官	副委員長
3	第14選挙区国会議員団副団長	委員
4	県司法部長	〃
5	県公安部長	〃
6	第14選挙区常任議員	〃
7	県人民検察院長	〃
8	第14選挙区国会事務所長	〃
9	県天然資源・環境部長	〃
10	県官房副局長	〃
11	県農林副部長	〃
12	県軍事検察院 ¹⁾	〃
事務局		
1	第14選挙区国会事務所長	局長
2	県人民裁判所副長官	副局長
3	県人民検察院副院長	副局長
4	県司法副部長	委員
5	県検査委員会副委員長	〃
6	県公安副部長	〃
7	県検査委員会請願解決部門長	〃
8	第14選挙区不服申立て・国籍・法務班長	〃
9	県森林部門長	〃
10	県土地紛争解決・検査事務所長	〃
11	県行政部門長	〃
12	県内務部長	〃

(出所) Khwaeng saaravan (2011)。

(注) 1) 文書には軍事検察院とだけ記されており役職は明記されていない。

る。法律遵守委員会とは行政や司法機関、国会議員などから構成され、県内の各機関が憲法や法律を遵守しているか監督するとともに、住民の不服申立てや訴えを審議する組織である (Khwaeng saaravan 2011)。内容が複雑でない場合は第1、第2の方法で対応が行われる。不服申立てが妥当であり、教育問題や保健・衛生問題など対応すべき行政機関が明らかな場合は、該当する機関に問題解決を要請する。しかし行政機関でも解決が困難な問題、とくに複数の分野にまたがる問題、または法的観点から審議が必要な案件は法律遵守委員会に送られる。

聞き取りでは、同委員会が第7期から設置されたとする県と以前からあると回答する県とあったが、6県に共通しているのは委員会が第7期から実質的に機能し始めたということであった²⁴。その背景には、不服申立てに対して統一的に対処するという党の方針がある (Phuthen Paxason. January 1-6, 2013)²⁵。

表2-1は第14選挙区サラワン県の法律遵守委員会と事務局メンバーである。表からわかるように、メンバーは司法機関や捜査機関の他、土地紛争に関連する農林や天然資源部門などの代表から構成されている。構成は県によって異なるが、全国で土地紛争が起きているため他県でも土地関連部門の代表がメンバーになっている可能性が高い。

法律遵守委員会は通常毎月1回会議を開催し問題について協議する。協議の中心的役割を果たすのは選挙区国会議員団と国会事務所である。サラワン県党常務委員会決定第83号(2011年8月18日付)第3条でも、国会議員団が中心となり不服申立てを協議すると定めている (Khwaeng saaravan 2011)。審議に必要な情報や証拠の収集は事務局が行い、委員会は訴訟や結果の公正さ、不服申立ての妥当性について審議する。その際関係各機関や個人を召喚し尋問することができる。ただ県によっては事務局レベルで解決する場合もある²⁶。そして審議結果や回答は国会議員団を通じて不服申立人に通達する。問題解決が困難な場合は中央の国会常務委員会に送られることになる。では県レベルで実際にどの程度不服申立てが行われているのだろうか。

たとえば第15選挙区チャンパーサック県国会議員団では、2012/13年度に85件の不服申立書を受理した。そのほとんどが土地紛争に関するものである。85件のうち司法部門への不服申立てが42件、行政部門に対するものが43件あり、解決に至ったのは37件あった。解決方法は国会への問題送付が8件、裁判所の判決支持が10件、行政機関の決定支持が9件、裁判所に審議やり直しを命じたのが10件である（Saphaa haeng saat khana samaasik saphaa haeng saat kheet thii 15 2013）。

一方第12選挙区カムアン県では、2012/13年度に議員団への相談を含め不服申立てを行った者は延べ259人いた²⁷⁾。選挙区議員団が審議した不服申立書は38件であるため、ほとんどは常任議員や国会事務所が相談の場で対応し解決が図られたと考えられる。司法や行政への不服申立数の内訳は不明だが、おもな内容は土地所有権問題、貸借契約問題、土地の補償問題などである。審議過程に入った38件のうち、選挙区議員団が解決したのは15件、県法律遵守委員会と協力し解決したのが17件、国会への問題送付が2件、審議中が4件となっている（Saphaa haeng saat khana samaasik saphaa haeng saat pacham kheet lueak tang thii 12 khwaeng khamwan 2013）。

先述のように議員が不服申立てを受けるのは国会事務所だけではない。議員が村を訪問した際に不服申立てを受ける場合もある。第14選挙区サラワン県のウンチット議員が2013年4月1～3日にコンセードン郡を訪問し住民と会合をもった際、上水の整備や小学校建設などの要請や不服申立てが行われた。同議員は、関係各機関と連携し実際に調査するとともに、村と合同会議を開催し解決策を探るとその場で住民に約束している。このようにまずは解決の道筋を住民に示して対応することもある。このときの議員の対応について国会新聞は、「これは人民を安心させ、党・国家の指導に信頼をもたせるため」だと評している（Phuthen Pasaxon. April 15-21, 2013）。まさに国民の不満や要望に順応的に応じることで、党・国家との一体感を形成するというところだろう。

また県によっては法律遵守委員会とは別に、関係各機関を召喚し不服申立

てを協議することもある。第6選挙区ルアンパバーン県は2012年5月末に、不服申立てを審議するための会議を開催した。参加者は選挙区常任議員1名、非専従議員1名、県・党検査委員会、県官房、県司法部、ルアンパバーン郡天然資源・環境事務所、空港建設プロジェクト、ゴルフ場建設プロジェクトの代表、N村の村長などである。会議では、N村における住民同士の土地所有権問題、空港建設における土地補償問題、ゴルフ場建設における土地補償問題の3件について協議し、会議議事録に沿って解決するよう関係各機関に指示が出された (*Phuthen Pasaxon*, June 11-17, 2012)。この会議の特徴は議員団が法律遵守委員会とは別の会議を招集し、問題の当事者たちを召集したことである。

資料や聞き取りの制約もあり、具体的な問題がいつ誰から提出され、会議でどのような協議が行われ最終判断が下されたのかなど、詳細を把握できる事例は確認できていない。しかし以上の限られた情報からでも県レベルで多様な問題解決メカニズムが働き、国民の不服申立てに対して何らかの対応をしていることは把握できる。

つぎに国会での過程をみよう。不服申立対応で中心的役割を果たすのは、国会請願・国籍局と法務委員会である。国会が地方からの不服申立てを受けた後、同局は必要に応じて関係各機関と連携し追加の情報を加え、申立てや証拠などを審議する。そして裁判所の判決支持/不支持の決定については、法務委員会が最終承認を行う。支持の場合は国会常務委員会名義で同意書を司法省と裁判所に公布し、判決の執行を求める。不支持による審議見直しの場合も同様に、国会常務委員会名義で検察院に対して同意書を公布し捜査のやり直しを求める。一方行政問題については、経済問題は経済・計画・財政委員会に、文化・社会問題は文化・社会委員会で審議、最終決定が行われ、結果については同様に国会常務委員会名義の同意書が公布される。このように通常は国会請願・国籍局や各委員会が問題に対応し、国会常務委員会が直接協議することはほとんどないという²⁸。

3. 小括

以上の不服申立て過程からは、国会や国会議員が中央と地方の2つのレベルにおいて、国民の不満に直接応答するとともに、行政と司法機関の権力の逸脱や不正を監督し、国民と両機関の間に入り問題解決の媒介機能を果たしていることがわかった。つまり国会は国民に直接応答する「垂直的アカウントビリティ」、行政と司法機関に対する「水平的アカウントビリティ」、そして国民と両機関の間の媒介として「代理アカウントビリティ」を果たしているのである。国会がもつアカウントビリティ機能とは、行政や司法に対して直接的制裁を科すことではなく、両機関の決定が妥当ではないと不支持を表明し見直しを求めること、また国会や国会議員が直接国民に応答することで果たされる。このように国民は複数回の不服申立てが行え、国会がそれを拒絶することなく順応的に対応すれば、仮に最終決定に不満であっても当該者が党や国家に不信感を抱く可能性は低いと考えられる。

第3節 ホットラインへの対応

ホットラインは2005年の第5期第7回国会から導入され、第6期国会(2006~2010年)から実際に機能するようになった。不服申立てと異なりホットラインは電話などを通じて気軽に利用でき、とくにここ数年で利用者が増えている。以下ではまず、ホットラインのインプット機能と問題点を確認し、つぎに2013年から整備されている新たなアウトプット機能についてみることにする。

1. インプット機能と制度の問題点

ホットライン導入の目的は国会審議中の法案や案件に関して国民から幅広く意見を募ることであった。しかし国民から寄せられる意見は国会での審議案件に限らず、社会問題や汚職、生活における不満など多岐にわたっている。第6期第1回国会でホットラインを活用したのは延べ100人にも満たなかったが²⁹ (Saphaa haeng saat suun khoo muun khaaw saan lae hoong samut 2006, 243), 第7期国会以降は1回の会議で約300件~500件以上の電話がくるようになった。2015年7月に開催された第7期第9回国会では1000件以上の電話があり、数多くの意見が寄せられている。これは国民の不満拡大とともに携帯電話の普及によるところが大きい²⁹。

会期中、国民から寄せられた意見はリストにまとめられ国会議員に毎日配布される。国会終了後には、国家機関や県ごとに意見や質問が整理され、『ホットライン集』としてまとめられる。国民は意見表明の際に居住地や氏名を明らかにする者もいれば、匿名の者もありさまざまである。

当初、ホットラインへの対応方法は大きく2つあった。第1は、会期中に配布される意見リストを基に、議員が重要と思われる問題を審議の場でとりあげ、政府関係機関に問題解決を促すことである。その様子はテレビやラジオ、また新聞などを通じて報道されるため、国民は問題への政府対応を知ることができる。

たとえば、2006年12月の第6期第2回国会でトーンバン公安大臣（当時）が³⁰、警察が不適切な車両検問により罰金を徴収しているというホットラインを通じて寄せられた意見に対して答弁を行った。大臣は警察であっても違法行為は取り締まりの対象になり、適切な対応をとるよう指示したと述べた (*Vientiane Times*. December 15, 2006)。これは全国的にも関心が高い問題であるため大臣がすぐに回答したと考えられる。

2010年6月の第6期第9回国会では、セコーン県ターテン郡の住民から同

地でゴム植林を行う外国企業と住民の土地紛争を検査し、企業への土地コンセッションを停止するようホットラインを通じて要請があった (Saphaahaeng saat suun khoo muun lae hoong samut 2010)。外国企業により住民の耕作地が奪われているというのである。そして本会議では同県選出のポンペット議員がこの問題をとりあげた。同議員によると企業は住民への土地の移譲、周辺のインフラ建設、雇用創出などを約束したがどれも実施せず、また県からの要請にも応じないため、政府の介入を求めたのである (*Vientiane Times*, June 17, 2010)。もともと県内で問題だったということもあるが、これはホットラインを通じて寄せられた地元の問題を議員が本会議でとりあげた一例でもある。

第2は、国会事務局が集約した意見を政府官房を通じて関係各機関に送り、問題解決を要請することである。そして国会議員は配布された意見リストを基に、選挙区の問題が対応されているかどうかをフォローアップする (*Vientiane Times*, December 29, 2006; July 14, 2008; July 1, 2010, July 5, 2012)。しかし1回の会議で数百件の意見や不満が寄せられるため、そのすべてに対して行政機関が対応し、議員がフォローアップするのは事実上不可能である。実際は以上のように重要な問題や国民の関心が高い問題だけがとりあげられ対応されてきた。

したがって国民の間には、自身が提起した問題がなかなか対応されないことに対する不満が徐々に募っていった。2012年6月～7月に開催された第7期第3回国会においてバンドゥアンチット国家建設戦線議長は、国会議員が人々の問題に関係各機関に提起し問題解決を行うことにあまり積極的でないと批判した。とくに遠隔地域の住民の問題に対して注意が払われていないとし、そのために人々はホットラインを通じて何度も同じ問題を提起してくると指摘している (*Vientiane Times*, July 3, 2013)。

このような批判を受けてパニー国会議長は、国会事務局に対してホットラインの意見も含め人々の懸念に迅速に対応し、政府機関からの回答はメディアを通じてすぐに国民に通知するよう指示を出した。ヴィセート国会事務局

長は、対応の遅さとともに結果が国民に通知されないという問題もあり、人々が質問の回答を確実に得られるチャンネルの構築が必要になったと述べている (*Vientiane Times*, July 5, 2013)。

以上のようにホットライン設置以降、制度は徐々に浸透し国民が多様な意見や不満を国会に伝えるようになった。国民が自由に意見表明でき一部でも問題が解決されるならば、短期的には国民の支持を獲得できるだろう。しかし当然のことながら多くの国民は自身が提起した問題への回答を求める。長期に国民の支持を獲得するにはインプット機能だけでなく、アウトプットを通じた相互作用による信頼構築が必要なのである。

2. メディアを通じたアウトプットメカニズム

パニー国会議長の指示を受けて国会事務局はすぐに対応に乗り出した。まず *Phouthen Pasaxon* 第44号 (2012年11月12~18日付)、第45号 (同年11月19~25日付) にて、第7期第3回国会中にホットラインを通じて寄せられた労働・社会福祉省への意見・質問に対する同省の回答を掲載した。断片的な形ではなく、質問と回答の詳細が新聞に掲載されたのは初めてのことである。

表2-2は第3回国会の『ホットライン集』に記載された労働・社会福祉省への国民の意見・質問、表2-3は新聞に掲載された質問と回答である。『ホットライン集』に記載されている質問は全部で20件、新聞での質問・回答は16件と数が一致しない。しかし類似の質問も多く、2つの表を比較するとほぼすべての質問に対する回答が新聞に掲載されていることが確認できる。

回答をみると、たとえば傷病兵への給付金や手当て、社会保険、中国=ラオス高速鉄道計画など、これまであまり国民に知られていなかった政策が詳細に説明されている。このように各質問に丁寧に回答しメディアを通じて国民に通知されれば、質問者だけでなく同様の関心をもつ多くの人にも政府の政策や対応を周知できる。一方で今回の回答は第3回国会終了から約4カ月後の掲載であり対応としては遅かった。

表 2-2 『ホットライン集』に記載された労働・社会福祉部門への質問

	質問人	内容概略
1	ヴィエンチャン県、ヒンフープ郡、ナーターイ村住民	定年退職したが年金を受け取っていない。
2	プービアマイニング社の労働者	時間外や休日労働でも残業手当が出ない。労働法に沿って指導して欲しい。
3	不明	国家に貢献した傷病兵で未だに何の恩恵を受けていない者もいるので再度調査して欲しい。
4	ポーンケーン兵舎の兵士	病院で軍人の社会保険証は軍病院でしか使用できないと言われた。首都ヴィエンチャンのすべての病院で軍人専門の医療サービス担当を設置して欲しい。
5	セコーン県、ラマーム郡、ノーンミーサイ村住民	社会保険証でサービスを受けられない。病院は現金で支払う患者しか受け付けられない。
6	ボケオ県、ファイサーイ郡、ナムブック村住民	貧困削減のため北部諸県に職業訓練学校を設置して欲しい。
7	内務省職員	男女平等について。定年年齢が男女で異なる。同じにするよう何年も議論されているがどうなったか？
8	ルアンパバーン県、ゴイ郡退職者	社会保険の活用や規定について。
9	不明（手紙）	労働・社会福祉省検査局は正しく業務を行っていないため政府は労働・社会福祉省を検査するべきである。
10	首都ヴィエンチャン、シーコータボン郡、ポンサワン村住民	病院は社会保険での治療を受け付けてくれず、現金でないと良い薬がもらえない。
11	ルアンパバーン県、ルアンパバーン郡、パークセン村住民	1960年～1980年まで勤務し定年前に退職したが退職金を受け取っていない。これまで県当局に問題解決を要請しているが一向に解決されない。
12	首都ヴィエンチャン、サイタニー郡住民	失業者が多く、それを理由に窃盗も増えているので失業問題を解決して欲しい。
13	首都ヴィエンチャン、シーコータボン郡、ノンブアトーン村住民	傷病兵への給付金を当局に申請しているがたらい回しにされ一向に解決されない。
14	不明	傷病者への給付金申請を1991/92年から行っているが何も受け取っていない。
15	首都ヴィエンチャン住民（手紙）	土地に関する首相令第194号はすべての人に適用されるのか？
16	ルアンパバーン県ケリラ隊員	ジャングルでの戦闘に従事し現在は障害を負っている。給付金の支給を検討して欲しい。
17	フアバン県、フアムアン郡、フワムガーン村住民	戦争での死亡給付金を1960年から申請している。県労働・社会福祉部は申請書を見直して欲しい。
18	不明	労働・社会福祉省は労働法を厳格に執行し労働管理が人民にとって公平になるようにして欲しい。
19	ルアンパバーン県、パークセーン郡、セーン村住民	これまで傷病給付金を申請しているが未だに受け取っていない。第6選挙区国会議員は問題を解決すべき。
20	定年退職者（手紙）	(革命貢献者への政策について) 車の割当や家屋建設費の支給等の政策を選挙区の国会議員にも熟知して欲しい。そして県当局が正しく政策を実行しているかどうかを見直して欲しい。

(出所) Nuaygaan thoolasap saai dwan saphaa haeng saat (2012, 73-76)。

表 2-3 労働・社会福祉省による新聞での回答

	質問者	質問概略	回答概略
1	首都ビエンチャン、サイセータ一郡年金受給者	年金生活者の子供の扶養手当支給について	2012年2月14日付け労働・社会福祉省指導書第172号に基づき18歳以下の扶養手当を月に1万9000キープ支給している。
2	ルアンパバーン県、同郡、パークセン村の退職者	1960年～1980年まで勤務し定年前に退職したが退職金を受け取っていない。これまで県当局に問題解決を要請しているが一向に解決されない。	政府は革命功労者に対する特別政策を首相令第343号に沿って実施しているが予算が十分でない。また労働・社会福祉部門はリストを再検査している。
3	ルアンパバーン県のゲリラ隊員	ジャングルでの戦闘に従事し現在は障害を負っている。給付金の支給を検討してほしい。	政府は傷病兵に対して特別種、第1種から4種などに分けて給付金を支給している。特別種の人には家屋一軒（1億5000万キープ相当）を提供している。したがって自身がどの条件に適用されるのかを村行政に検査してもらい、その後郡や県に担当してもらおうと良い。
4	記載なし	セコーン県で革命の英雄と認定された個人がこれまでに何も受け取っていない。	首相令第343号第5条第1項は、政府は1954年以前に革命に従事した者、国家英雄、傷病兵等に住居の提供を行うことを定めている。国家英雄については2000万キープの支給など現金および現金に代わる車の割当についても定めている。
5	記載なし	土地に関する首相令第194号はすべての人に適用されるのか？	政府は家屋1軒と土地1区画（800m ² 以下）の所有権の転換を2003年10月21日付土地法第42条に沿って実施している。対象は首相令第343号で定められている。①国家英雄、模範兵士、1954年以前に参加した革命烈士には無償支給、②1955-1965年の革命参加者は10年以内に価格の40%を政府に支払う、③1966-75年の革命参加者は10年以内に価格の60%を政府に支払うこととなっている。
6	記載なし	国家に貢献した傷病兵で未だに何の恩恵を受けていない者もいるので再度調査をして欲しい。	3番で回答済み。
7	定年退職者	(革命貢献者への政策について) 車の割当や家屋建設費の支給等の政策を選挙区の国会議員にも熟知してほしい。そして県当局が正しく政策を実行しているかどうか見直して欲しい。	政府は1954年以前に革命に参加し、革命経験が10年以上または死亡した者を国家英雄、模範兵士、革命烈士に分類し、現金に代わる車の割当政策を実施している(省略)。
8	シェンクアン県、ノンヘート郡の教師	革命貢献者への政策について。上級から履歴書を提出するように指示を受けそのようにしたがこれまで何の音沙汰もない。	首相令第343号は政策対象となる者を次のように定めている；国家英雄、模範兵士、1954年以前に革命に参加した革命烈士、戦闘による傷病兵、1975年以前に党員・職員になった者。これらの対象者は郡レベルと県レベルの委員会に書類を提出し、県委員会がリストを労働・社会福祉省に提案し、省が計画を立てて政府を通じて国会に予算承認を申請する。

	質問者	質問概略	回答概略
9	記載なし	ASEAN 経済共同体への参加準備が整っていない。労働者は教育レベルは低く技術もない。朝8時から夜9時まで縫製工場で働き休憩時間もなく、食事も満足にとれない。このような労働環境について省や労働連盟職員が調査に来るが企業の情報だけを得て、また衣服等をもって帰ってしまう。頼りは国会議員だけである。	ASEAN 経済共同体のために労働・社会福祉省は労働者の育成計画を立て、さまざまな手法によって質の良い労働者の育成に励んでいる。現在省管轄の労働技術開発センターは7カ所あり、その内地域センターが3カ所、県センターが2カ所、民間が2カ所である。この他にも大衆組織の研修センター等がある。
10	記載なし	後期中等学校を卒業したが就職先がない。これは社会問題である。	政府は学生が職業訓練学校にて無償で訓練を受けられるよう推奨している。しかし前期・後期中等学校卒業者は職業訓練学校への入学を好まない。また政府は国内での雇用の分配や国外への派遣も推進している。自分で労働市場の情報を得ることも重要である。
11	ボケオ県フアイサイ郡ナムブック村住民	貧困削減のために北部に職業訓練学校を拡大すること、第5選挙区国会議員は労働者育成のための財源を獲得し、農村開発委員会には人民への研修を要望する。	北部の労働技術開発センターはウドムサイ県にある。またボケオ県には金属溶接学校があり、両校で毎年200人以上を育成している。卒業生の70%は関連職業に就いている。他にもボケオ県、ウドムサイ県、シェンクワン県、ルアンパバーン県に職業訓練学校がある。
12	記載なし	中国＝ラオス鉄道計画において外国人労働者とラオス人労働者の活用計画はどうなっているのか？	労働・社会福祉省は鉄道計画の事務局、中国側と協力し労働者計画の作成に携わってきた。労働者は全部で5～6万人を想定し各時期によって配分する。線路の調査では中国人労働者、線路敷設では中国人とラオス人労働者を活用する。ラオス人労働者はウドムサイの労働技術開発センターで重機の扱いについて訓練を受ける。建設ではルアンナムター、ウドムサイ、ルアンパバーン、ヴィエンチャンの各県と首都ヴィエンチャンが労働者を提供する。中国人の労働移民についてはポーテン国境を拠点として関係各機関が書類手続きを行う。
13	サワンナケート石膏会社職員	石膏採掘企業は以前国有企業であったが2010年から民間が資本参加し業績が悪化した。そのため労働者の一部が退職したが未だに退職金や手当てを受け取っていない。	このようなことは民営化の際に起きることである。問題は手当ての未払いではなく金額の計算方法や金額への不満であろう。この問題は現在国有企業改革委員会と労働連盟が協力して解決に取り組んでいる最中である。
14	首都ヴィエンチャンのクアディン市場の労働者	市場に物乞いが多く商売の邪魔になっている。	労働・社会福祉省は首都ヴィエンチャン労働・社会福祉部に問題解決を命じた。2012年6月20日付けの報告によると、首都ヴィエンチャンの路上では物乞い、精神異常者、孤児などあわせて296人を確認した。首都の人口の0.0052%である。とはいえ、これらは社会の否定的現象の1つである。したがって首都、郡、村レベルの問題解決小委員会を任命した。また一部は施設などに収容した。

	質問者	質問概略	回答概略
15	セコーン県ラマーム郡ノーンミーサイ村住民	社会保険を活用し病院に行っても診療が受けられない。現金を払えば受けられる。	2009年1月28日付けの社会保険機構規則第06号では社会保険を適用できるのは使用者が選定した特定の病院となっている。しかし緊急の場合や他県にいる場合などは、どの病院でも診療を受けることができる。ただし診療後72時間以内に選定病院、社会保険機構、またはその支部に通知しなければ支払いは使用者負担となる。
16	シェンクアン県モーク郡の教師	病院が社会保険使用者に対して不当な扱いをする。	2011年12月23日付けの社会保険機構とシェンクアン県教師病院の契約によると、病院はその他の患者と平等に社会保険使用者に対して治療を施さなければならない。

(出所) *Phouthen Pasaxon*, November 12-18, 2012, No.44; November 19-25, 2012, No.45.

国会事務局は改善策として、第7期第4回国会から省庁に対して回答書の送付を要請するようになった。たとえば国会事務局は第4回国会終了日の2012年12月19日に天然資源・環境大臣、エネルギー・鉱業大臣、公共事業・運輸大臣、工業・商業大臣、農林大臣、財政大臣に対して、第4回国会中にホットラインで寄せられた質問に対する回答書を2013年1月28日までに国会経済・計画・財政委員会に提出するよう通達第0447号を公布した (*Phouthen Pasaxon*, December 24-31, 2012)。

通達第0447号では、これまで人民の声に対して国会の回答がなかったことが問題視され、「人民の意見を重視するとともに、人民が国会や国会議員に対して意見を述べ、国会に参加するという民主的権利の執行を促進し、各選挙区の国会議員が人民の代表であるという意識を高めるため」に回答を行う必要があると記されている (*Phouthen Pasaxon*, December 24-31, 2012)。ブアカム経済・計画・財政委員会副委員長は、省庁への回答要請は人々に満足感を与えるためだと述べている (*Phouthen Pasaxon*, March 4-10, 2013)。つまり第7期になると、民意反映というインプット機能に加えて、国民の不満解消のためにアウトプット機能の構築がめざされるようになったのである。

しかし期日通りに回答を寄せた省はほとんどない。2月末時点で回答を提出したのは財政省と工業・商業省だけであった (*Phouthen Pasaxon*, March 4-10, 2013)。とはいえ回答未提出の省庁名は公表され、プロセスの透明性向

上という点でも改善がみられる。これまで回答の進捗具合について何も伝えられなかった国民にとっては大きな変化だろう。各省庁の回答は3月から *Phouthen Pasaxon* にて徐々に掲載されるようになり、それ以降も回答書の掲載は国会終了数カ月後に定期的に掲載されている。そして国民への回答は新聞だけでなくラジオによっても普及されるようになった。

国会は自身のラジオ番組を通じて積極的な成果普及活動を行っており、2013年からは週1回の放送を週2回に増やした。しかしインフラの未整備により全国どこでも国会のラジオ番組を聴取できるわけではない。そこで各県の国会事務所が県独自のラジオ番組「人民代表」を始めるようになった。たとえば第2選挙区ボンサリー県は2013年1月9日から「人民代表」を週1回放送している。番組開始の目的は、遠隔地域の国民が党の路線や国家の経済計画を知るとともに、有権者を国会活動に参加させ国会を通じて政府行政に送った提案や質問をチェックし、明確な回答を得るためだとしている (*Phouthen Pasaxon*, January 21-27, 2013)。

また第7期第7回国会(2014年7月5日~25日)からは国会事務局が会期中に記者会見を設定し、ホットラインで質問を受けた政府機関が召喚され回答を行うようになった。第4回国会以降、国会事務局が政府行政機関に文書で回答を要請したものの、期日通りに回答が提出されず迅速な回答を求める国民の不満が解消されなかったことが背景にある (*Vientiane Times* July 17, 2014)。先述の回答書の送付先も国会だったように、記者会見も国会事務局が設定しわざわざ国会の場で開催している。これは国会が国民の代表として、国家機関と国民の間に立ち問題解決の媒介機能を果たしていることを明確に表している

第7回国会では会期中にホットラインを通じて524件の電話があった (*Vientiane Times*, August 1, 2014)。記者会見は確認できるだけで7月16日, 18日, 23日, 25日, 8月5日, 21日に行われ⁹⁾、国民の質問に回答している。これまで回答に数カ月要していたことを考えれば大きな変化といえる。参加したのは財政省, 農林省, 天然資源・環境省, エネルギー・鉱業省, 工業・商業

省、公共事業・運輸省、郵便テレコミュニケーション省、中央銀行、ラオス電力公社である。回答者は大臣、副大臣、局長や副局長などさまざまであり、同じ機関が複数回の会見を行うこともある³²⁾。会見の内容はテレビ、ラジオ、新聞でも報道されるため国民はすぐに質問への回答を知ることができる。

以上から、国民が意見や不満を伝達するインプット機能として始まったホットラインが、徐々にアウトプット機能を備えるようになったことがわかった。国会が中心となり、新聞、テレビ、ラジオなど、メディアを通じて質問の当事者だけでなく、幅広い国民に問題とそれに対する政府の回答を周知するようになったのである。

3. 質問と回答の種類

2012年11月から2014年8月までに *Phouthen Pasaxon* に掲載された政府行政機関への質問とそれに対する回答を大きく分類すると表2-4のようになる。まず質問は(1)国家・国民全体にかかわる問題、(2)特定分野・地域の問題、(3)特定の開発プロジェクトに関する問題、そして(4)個人の問題に分類できる。また回答内容を整理すると(1)問題についての状況・法的説明やアドバイス、(2)(中央・地方行政機関による)問題解決の約束、(3)(中央・地方行政機関による)問題解決の報告、(4)政府政策・対応の正当化の4種類に分類できる。以下にいくつか具体例を示す。

(1) 国家・国民全体にかかわる問題、政府政策の正当化

質問：現在の電気料金は高すぎる。なぜか？

エネルギー・鉱業省の回答：改正電力法第47条、48条は電気料金について、国家の経済・社会開発状況に即して、また使用目的や消費者の種類によって決定すると定めている。投資や電力システムの費用も賄う必要がある。我が国は電力生産に適した条件にあり、これまで23プロジェクトが終了し3200メガワットの発電能力を有する。そのうち

表 2-4 質問内容と回答内容

質問の種類	質問先	労働・社会福祉省	農林省	チャンパーサク県	工業・商業省	情報・文化・観光省	天然資源・環境省	エネルギー・鉱業省	教育・スポーツ省	ポリカムサイ県	サワンナケート県天然資源・環境部	首都ヴィエンチャン農林部
1 国家・国民全体にかかわる問題	8	4			4	1	2	5	1			
2 特定分野・地域の問題	3	24		1	1	4	17	2	13	2	2	10
3 特定の開発プロジェクトにかかわる問題	1	2					33	3				
4 個人の問題	5	1					5					
回答機関												
回答の種類	労働・社会福祉省	農林省	チャンパーサク県	工業・商業省	情報・文化・観光省	天然資源・環境省	エネルギー・鉱業省	教育・スポーツ省	ポリカムサイ県	サワンナケート県天然資源・環境部	首都ヴィエンチャン農林部	
1 状況・法的説明、アドバイス	12	23	1	3	3	38	4	12				2
2 問題解決の約束	3	5		2	1	13	1	1	2	1		8
3 問題解決の報告		3			1		5	1				1
4 政府政策・対応の正当化	2					1	4	1				
質問先												
質問の種類	計画・投資省	財政省	郵便・テレコミュニケーション省	ラオス銀行	ウドムサイ県	ルアンパバーン県	サイニャブリー県	科学・技術省	公共事業・運輸省	電力公社	スターテレコム	開発宝くじ公社
1 国家・国民全体にかかわる問題	7	8	2	1		1	1	2	3			
2 特定分野・地域の問題		7			1	1	2	15	2	2	1	1
3 特定の開発プロジェクトにかかわる問題		1						6				
4 個人の問題		1										
回答機関												
回答の種類	計画・投資省	財政省	郵便・テレコミュニケーション省	ラオス銀行	ウドムサイ県	ルアンパバーン県	サイニャブリー県	科学・技術省	公共事業・運輸省	電力公社	スターテレコム	開発宝くじ公社
1 状況・法的説明、アドバイス	5	13	1	1	1	2	2	14	1	1	1	1
2 問題解決の約束	2	1						7	1			
3 問題解決の報告		1	1					2	2			
4 政府政策・対応の正当化		2						1				

(出所) Phonthien Pasaxon 2012/11/12-18, No.44; 2012/11/19-25, No.45; 2013/1/7-13, No.52; 2013/3/25-31, No.63; 2013/4/15-21, No.66; 2013/5/6-12, No.68; 2013/5/13-19, No.69; 2013/5/20-26, No.70; 2013/5/27-6/2, No.71; 2013/9/23-29, No.88; 2013/9/30-10/6, No.89; 2013/12/23-29, No.101; 2014/4/7-13, No.116; 2014/4, No.117; 2014/4/21-27, No.118; 2014/4/28-5/3, No.119; 2014/5/5-11, No.120; 2014/5/12-18, No.121; 2014/6/2-8, No.124; 2014/6/9-15, No.125; 2014/6/16-22, No.126; 2014/7/21-23, No.134; 2014/7/24-27, No.135; 2014/7/31-8/3, No.137; 2014 8/4-6, No.138; 2014/8/7-10, No.139; 2014/8/14-17, No.140; 2014/8/25-27, No.144.

14プロジェクトが国有企業、9プロジェクトが国内外の民間投資である。国内への供給はラオス電力公社が国内で電力生産を行う企業から購入して賄っているが、送電線網の関係で国境地域はベトナム、中国、タイから電力を輸入している。輸入額は高く輸入のためには資金が必要だが消費者の未払い金は現在4000億キープ以上ある。消費者も電力を使用するのであれば料金を支払う義務を怠ってはならない。われわれの電気料金は今後10年間のインフラ投資を見越して算出されている。現在の普及率は87.34パーセントだが2020年には90パーセントとし、また経済成長により電力消費が年間15-20パーセント増えるの見込まれている。したがって2011年から2017年まで毎年2パーセントずつ引き上げられる (*Phouthen Pasaxon*, May 20-26, 2013; April 21-17, 2014)。

(2) 特定分野の問題、政府政策・対応の正当化

質問：削減された公務員手当で76万キープの復活を希望する。今年度はどのように考えているのか？

財政省の回答：手当での支給は生活費高騰に対する一時的な措置であり、国家公務員や職員の生活をより良くするためであった。しかし手当での支給を行った結果、財政的な問題が生じ支出が困難をきわめたため、マクロ経済の安定を目的に2013/14年度は手当での支給を中止した。2012/13年度は給与と手当でだけで支出の58パーセントを占めた。手当をカットしても給与が政府支出の44パーセントを占めている。2013/14年度は公務員や職員の生活改善のために基本給の係数を4800キープから6700キープへと引き上げている。これにより生活費の問題は基本的に解決できると考えられる。2014/15年度は引き続き予算上の制約があるため給与引き上げは通常の昇給しか実施されない (*Phouthen Pasaxon*, July 24-25, 2014)。

(3) 特定地域の問題, 問題解決の約束

質問: 首都ヴィエンチャン, チャンタブリー郡の飲食店の騒音被害を解決して欲しい。

情報・文化・観光省の回答: 観光管理局は2013年2月8日に調査を行った。店はチャンタブリー郡に位置し, 音楽やカラオケを大音量で流し近隣住民の騒音になっている。また駐車場が併設されていないため路上駐車が通行の妨げにもなっている。営業許可書は県情報・文化・観光部から公布され, 管理は郡情報・文化・観光事務所の管轄であるため, 両機関が調査し報告書をまとめた。すでに2012年に店側に対して指導が行われたが改善されていない。県と郡の情報・文化・観光部門と店があるポンサワート村行政が協力し問題を解決する (*Phouthen Pasaxon* April 15-21, 2013)。

(4) 特定の開発プロジェクトの問題, 状況・法的説明

質問: セコーン県ターテン郡で住民の土地がベトナム企業のゴムプロジェクトで収用された。代替地を与えられたが栽培に適してなく生活が困難になっている。土地を再度調べて欲しい。

天然資源・環境省の回答: ベトナム企業によるゴムプロジェクトのコンセッション面積は3000ヘクタール以上, 期間は50年であり, セコーン県ラマーム郡とターテン郡の一部の土地が影響を受ける。企業はこれまでに土地証書がある住民の1433ヘクタールの土地に対して14億キープの補償費を支払っている。しかし一部の住民は受け取りを拒否している。提起された問題に対して県では委員会を設置し調査にあたった。代替地は平地であり傾斜地は5~15パーセントしかなく, 80パーセントは埋め立ての砂地で砂利や岩地は20パーセントしかない。これらの土地151ヘクタールを124世帯に配分した。38世帯だけがこの土地での生産を拒否している (*Phouthen Pasaxon*, May 5-11, 2014)。

(5) 個人の問題, 状況・法的説明

質問：83歳の退役軍人である。自分の息子がチャントプリー郡天然資源・環境事務所で勤務しているがボランティア職員でありまだ正職員として採用されていない³³。国家に貢献した退役軍人への特別策として息子に公務員割当を与えて欲しい。

天然資源・環境省の回答：天然資源・環境省の公務員割当数は2011/12年度が400人, 2012/13年度は200人, 2013/14年度は260人であり, 必要に応じて公平に振り分けている。毎年内務省の指示にしたがって試験を実施した上で職員を雇用しているが, 契約職員でかつ長期に勤務する者, または35歳を超える者には優先的に割当を付与している。また革命烈士の子息には特別枠があり, 内務省が承認すれば当該者は(通常2回の試験のところ-筆者注)1回の試験でよい。質問者の子息は2013年にボランティア職員となりまだ1年しか経験がない。チャントプリー郡事務所の割当数は1人であったためより経験がある者に割当を供与した (Phouthen Pasaxon. July 31-August 3, 2014)。

以上は質問と回答内容の一部である。個人の問題や地域の問題など, 本来であれば国会や中央政府の管轄外の問題に対しても丁寧に対応し, 一部は問題が解決されている。問題が解決されれば当然国民の支持は高まるだろう。電気料金やセコーン県の土地問題など, 住民が納得する結果に至らない場合であっても, 国会が媒介機能を果たすことで省庁や地方行政機関が質問を拒絶することなく何らかの応答を行っている。このように国民のインプットに順応的に応答するかぎり, 国民の不満が制度外で表出する可能性は低いといえる。そして国民も不服申立てやホットラインを活用するようになっている。国会は国民の意見や不満を吸収し, 多様なメカニズムにより応答することで, 国民の支持獲得機関として大きな役割を果たしているのである。

おわりに

2000年代に入り、国会は国民が意見や不満をインプットするメカニズムとして機能し始めた。しかし国民のインプットに対して国会は一部の問題しか対応しなかったため、国民の不満が徐々に募っていった。当然のことながら国民は自身のインプットに対するアウトプットを求めたのである。そこで国会は第7期からアウトプット機能を強化し、メディアを通じて迅速で詳細な回答を国民に通知するようになった。ブアカム経済・計画・財政副委員長がいうように、その目的は国民の満足度を上げるためである。

国会へのインプット機能は不服申立てとホットラインの2とおりある。不服申立ては長年行われてきた実践の制度化だけでなく、国会、行政、司法の各機関が国民に対して「アカウンタビリティ」を果たすような制度設計が行われた。国会は具体的な問題解決策を示すわけではないが、行政と司法の判断見直しを決定し問題解決の媒介機能を果たす。また国会議員団や国会議員が直接国民に応答し問題を解決することもある。つまり国会は、「水平的アカウンタビリティ」「代理アカウンタビリティ」「垂直的アカウンタビリティ」を果たしているのである。そして実際に国民はこの制度を活用し選挙区国会議員団に不服申立てを行っている。具体的な事例は確認できなかったため、実際にどのような理由により行政や裁判所の判断を支持し、または両機関の決定を見直すのか詳細はわからない。しかし不服申立て過程を制度化し統一的に問題解決にあたろうということ自体、党指導部が国民の不満解消を重視していることの表れといえる。

一方ホットラインでは、国会が政府行政機関に迅速な対応を要請し、メディアを通じて回答を全国に普及するようになった。国会が他の国家機関と国民の間に立ち媒介機能を果たしているのである（代理アカウンタビリティ）。今では国会開催中から記者会見を実施し、政府行政機関が国会の場でホットラインの質問に回答している。国民からの質問内容を見ると国家全体の問題

から個人の問題まで幅広い。回答も問題解決の結果から、状況・法的説明、問題解決の約束、政策や判断の正当化まで多岐にわたる。もちろんすべての人が自身の選好に沿った回答を得るわけではない。問題によっては国民が納得しない回答もある。しかしこのように国会が国民と国家機関の間の媒介機能を果たして順応的に対応すれば、少なくとも不満が制度外に表出する可能性は低くなるだろう。相対的に国民の不満は緩和されるといえる。

序章にあるように、これまでの権威主義体制研究では、国会は反体制派の「取り込み」、体制内部の「コミットメント問題」の解決、そして「情報収集」機能を有することが指摘されてきた。そしてその前提には、体制内外の脅威をいかに緩和するかという独裁者の課題があった。つまり脅威への対応という観点から制度と体制維持の関係が論じられ、制度の機能分析が行われてきたのである。筆者もこれらの先行研究の知見に異論はない。しかし脅威の緩和を前提としたことで、制度の機能を一部に限定してしまったことは否めない。

ラオスの国会をみると、国民の意見や不満が国会に集中するような制度が構築され、国会がその他国家機関に対する「水平的アカウントビリティ」、国民への「垂直的アカウントビリティ」を果たすとともに、国民に代わって行政や司法機関に対して不支持を表明したり、また問題解決を促す「代理アカウントビリティ」を果たし、積極的に国民の支持獲得をめざしていることがわかった。国会には多様なインプットとアウトプット機能があり、国民の不満を緩和し支持獲得機関としての役割を果たしている。これは人民革命党が体制内外の脅威緩和とともに、国民の支持獲得という課題を重視している結果だろう。つまり独裁者が直面する課題によって議会機能も異なり、独裁体制下の議会にはこれまで考えられてきた以上に多様な機能が備わっているのである。

[注] _____

- (1) 本章でいう党 = 国家体制とは塩川 (1993, 36) の定義にしたがい、「単一支

配政党が重要諸政策を排他的に決定し、その政策が国家機関にとって直ちに無条件に義務的となり、かつ党組織と国家機関が機能的にも実体的にもかなりの程度オーバーラップしている」関係を指す。

- (2) たとえば1999年10月26日に行われた民主化デモの弾圧である。アジア経済危機により経済が低迷し、生活状況が悪くなった教師や学生のグループが民主化デモを試みたが、デモは開始と同時に当局に包囲され複数のリーダー達が逮捕、監禁された（山田2002, 135）。
- (3) 1975年から1991年までは最高人民議会と呼ばれ、1991年8月の憲法制定の際に国民議会（国会）に改称された（Saphaa pasaaxon suung sut 1991）。
- (4) 蒲島の議論は民主主義体制を前提としているが同様の議論は独裁体制にも当てはまるといえる。
- (5) 管見の限りでは拙稿（2013）を除いてラオス国会や選挙に関して詳細な分析を行った研究はない。
- (6) たとえば代表的な研究として Schedler（2006）、Gandhi（2008）、Magaloni（2006）、Levitsky and Way（2010）、Svolik（2012）、Dimitrov（2013a）等がある。
- (7) 2011年に開催された第9回党大会政治報告でも党が国家への指導性を維持したまま国家機構の改善を行うという方針が述べられている（Eekasaan koongpasum nyai khang thii IX phak pasaaxon pativat lao 2011）。
- (8) 党や政府は公式文書で国民（saat）を指す際に人民（pasaaxon）を使用することが一般的であり、2つの言葉は代替可能である。本章では党や政府の文書に依拠したときは「人民」と使用し、それ以外は他国でも一般的に使用される「国民」としている。
- (9) 国会議員団とは各選挙区（＝県）で当該選挙区選出議員によって構成される組織であり、国会や国会常務委員会の補助機関と位置づけられている（Saphaa haeng saat 2011）。
- (10) 聞き取りは、2013年8月27日に第1選挙区首都ヴィエンチャン国会事務所副所長、2012年8月6日に第6選挙区ルアンパバーン県国会議員団常任議員、2013年9月3日に第11選挙区ポリカムサイ県国会議員団常任議員、2013年9月2日に第12選挙区カムアン県国会議員団常任議員に行った。
- (11) 主に県党書記、知事、党副書記、副知事、党常務委員会委員、党執行委員会委員である。
- (12) 国家建設戦線とは、ラオスの政治、社会、大衆組織のすべてを統括する機関であり、国民の団結を促進し民族融和を図るとともに、国家建設に国民を動員する役割などを担っている。
- (13) 和訳は山岡（2007）を参考にした。
- (14) 粕谷・高橋（2015, 29）は応答性のみの場合を「ソフト・アカウンタビリテ

ィ」, 応答性と制裁の両方を兼ね備えている場合を「ハード・アカウントビリティ」と区別している。

- (15) 括弧付きとしているのは強制を伴わない制裁が行われるアカウントビリティであり, 制裁を伴う民主主義体制のそれと区別するためである。
- (16) 聞き取りはすべて筆者によって行われた。聞き取り相手と日付は以下の通りである。国会請願・国籍局長 K 氏 (2015年1月6日), 第1選挙区首都ヴィエンチャン国会事務所副所長 M 氏 (2013年8月27日), 第12選挙区カムアン県国会議員団常任議員 I 氏, B 国会事務所長, P 副所長 (2013年9月1日), 第11選挙区ポリカムサイ県国会議員団常任議員 M 氏, S 国会事務所副所長 (2013年9月3日), 第15選挙区チャンパーサク県国会議員団長 M 氏 (2014年9月1日), 第14選挙区サラワン県国会事務所長 S 氏, K 副所長 (2014年9月3日), 第13選挙区サワンナケート県国会議員団常任議員 S 氏, 国会事務所長 T 氏 (2014年9月4日) である。
- (17) 国会は1996年から雑誌 *Phouthen Pasaxon* (人民代表) を発行していたが, 2012年1月18日より週1回発行の新聞となった。2014年からは週2回発行となっている (*Phouthen Pasaxon*, January 13-19 2014)。
- (18) 本章ではラオス語のアルファベット表記の際, 長母音の場合は母音を2つ重ねて表記している。たとえば「アー」と発音する場合は「aa」という表記となる。しかし国会新聞は英語表記名を *Phouthen Pasaxon* とし, s の後の母音 a を重ねていない。そのため本章で参照している党機関紙 *Pasaaxon* と表記が異なっている。本章での原則に則れば *Phouthen Pasaaxon* となるが, 国会新聞については新聞に記載されている英名に沿って表記することとする。
- (19) これは2011年2月3日に国家選挙委員会により公布された「第7期国会の人員構成準備に関する国家選挙委員会指導書第10号」で定められている (*Khana kammakaan lueak tang ladap saat 2011*)。実際には第6選挙区ルアンパバーン県のように選挙区の事情により常任議員を1人しか置いていない県もある。一方で, 第1選挙区首都ヴィエンチャン, 第10選挙区ヴィエンチャン県, 第12選挙区カムアン県, 第13選挙区サワンナケート県などは4人の常任議員を置いている (*Saphaa haeng saat suun khoo muun khaaw saan 2012*)。実際の専従議員の数は不明だが, 3人の議長と副議長, 7つの分科委員会の委員長と副委員長21人 (委員長1人, 副委員長2人で計算), そして各選挙区の常任議員を54人 (18選挙区×3人) で単純計算すると78人となり総数132人の半数を超えていると考えられる。
- (20) 選挙区国会事務所の地位については2006年国会法では第42条 (*Saphaa haeng saat 2007, 31*), 2010年国会法では第62条 (*Saphaa haeng saat 2011, 50-51*) を参照のこと。
- (21) 通常は国会事務所受付に提出する。ただし第1選挙区首都ヴィエンチャン

のように不服申立て受付専用部屋が設置されているところもある。しかし筆者が聞き取りを行った2013年8月27日時点で部屋はまだ活用されていなかった。また筆者が聞き取りを行った6県のうち首都ヴィエンチャン以外は不服申立て専用部屋は設けていない。

- (22) 2015年1月6日、国会請願・国籍局長N氏への筆者による聞き取り。
- (23) たとえば第1選挙区首都ヴィエンチャンや第12選挙区カムアン県国会事務所である。口頭での不服申立てを認める理由は定かではないが、読み書きができず書類作成が難しい住民が一定程度いるためと考えられる。
- (24) チャンパーサック県、サワンナケート県、首都ヴィエンチャン、カムアン県、ボリカムサイ県では以前から同様の委員会があったとの回答を得たが、サラワン県国会事務所長は第7期から設置されたと述べている。
- (25) 第15選挙区チャンパーサック県議員団長（2014年9月1日）、第13選挙区サワンナケート県議員団常任議員、国会事務所長への筆者による聞き取り（2014年9月4日）でもそのような党方針を確認できた。
- (26) たとえばサラワン県である。
- (27) カムアン県の報告書ではチャンパーサック県と異なり不服申立書の数ではなく、不服申立人の延べ人数が記載されていた。また報告書の日付が2013年7月2日であるため正確には約9カ月間の活動報告と考えられる。ラオスの財政年度は10月1日から翌年の9月30日までである。
- (28) 2015年1月6日、国会請願・国籍局長N氏への筆者による聞き取り。
- (29) Ministry of Planning and Investment Lao Statistical Bureau (2014)によると2013年の携帯電話番号数は人口約664万人に対し448万件あり、固定電話等も含めると520万件となっている。
- (30) 2015年5月の飛行機事故で死亡。
- (31) *Phouthen Pasaxon* 第144号（2014年8月25～27日）までで確認できた記者会見開催日である。
- (32) 参加機関と開催日は *Phouthen Pasaxon* と *Vientiane Times* による。
- (33) ラオスでは国家機関が職員を雇っても、内務省によって各機関に配分される公務員割当数が不足している場合は正職員ではなく、ボランティア職員という扱いになる。つまり割当数以上に職員を雇用することから生じる問題である。

〔参考文献〕

<日本語文献>

蒲島郁夫 1988. 『政治参加』 東京大学出版会.

- 塩川伸明 1993. 『終焉の中のソ連史』 朝日新聞社.
- 鈴木基義 2002. 「ラオス——新経済体制下の模索——」 末廣昭責任編集 『「開発」の時代と「模索」の時代』 (岩波講座東南アジア史 9) 岩波書店 257-279.
- 粕谷祐子・高橋百合子 2015. 「アカウンタビリティ研究の現状と課題」 高橋百合子編 『アカウンタビリティ改革の政治学』 有斐閣 17-54.
- 蓮生育代 2011. 「アカウンタビリティと責任の概念の関係——責任概念の生成工場としてのアカウンタビリティの概念——」 『国際公共政策研究』 15(2) 3月 1-17.
- 山岡龍一 2007. 「政治におけるアカウンタビリティ——代表, 責任, 熟議デモクラシー——」 『早稲田政治経済学雑誌』 (364) 7月 20-33.
- 山田紀彦 2002. 「ラオス人民革命党第7回大会——残された課題——」 石田暁恵編 『2001年党大会後のヴェトナム・ラオス——新たな課題への挑戦——』 アジア経済研究所 121-151.
- 2005. 「市場経済移行下のラオス人民革命党支配の正当性——党政治・理論誌『アルン・マイ』における議論の変遷を中心に——」 天川直子・山田紀彦編 『ラオス 一党支配体制下の市場経済化』 アジア経済研究所 27-70.
- 2011. 『「チンタナカーン・マイ」を再考する——ラオスを捉える新たな視座——』 山田紀彦編 『ラオスにおける国民国家建設——理想と現実——』 アジア経済研究所 3-47.
- 2013. 「ラオス人民革命党の体制持続メカニズム——国会と選挙を通じた国民の包摂過程——」 『アジア経済』 54(4) 12月 47-84.

<英語文献>

- Chang, Alex, Yun-han Chu, and Bridget Welsh. 2013. "Southeast Asia: Sources of Regime Support." *Journal of Democracy* 24(2) April: 150-164.
- Cook, J. Linda. 1993. *The Soviet Social Contract and Why It Failed: Welfare Policy and Workers' Politics from Brezhnev to Yeltsin*. Cambridge: Harvard University Press.
- Diamond, Larry, Marc F. Plattner and Andreas Schedler. 1999. "Introduction." In *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*, ed. by Andreas Schedler, Larry Diamond and Marc F. Plattner, Boulder: Lynne Rienner Publishers, 1-10.
- Dimitrov, Martin K. 2013a. *Why Communism Did Not Collapse: Understanding Authoritarian Regime Resilience in Asia and Europe*. New York: Cambridge University Press.
- 2013b. "Understanding Communist Collapse and Resilience." In *Why Communism Did Not Collapse: Understanding Authoritarian Regime Resilience in Asia and Europe*, ed. by Martin K. Dimitrov. New York: Cambridge University Press,

- 3-39.
- . 2013c. “Vertical Accountability in Communist Regimes: The Role of Citizen Complaints in Bulgaria and China.” In *Why Communism Did Not Collapse: Understanding Authoritarian Regime Resilience in Asia and Europe*, ed. by Martin K. Dimitrov. New York: Cambridge University Press, 276-302.
- Evans, Grant. 1990. *Lao Peasants under Socialism*. New Haven: Yale University Press.
- Ezrow, Natasha M. and Erica Frantz. 2011. *Dictators and Dictatorships: Understanding Authoritarian Regimes and their Leaders*. New York: Continuum.
- Gandhi, Jennifer. 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. Cambridge: Cambridge University Press.
- High, Holly. 2013. “Laos in 2012: In the Name of Democracy.” In *Southeast Asian Affairs 2013*. Singapore: ISEAS, 137-152.
- Levitsky, Steven and Lucan A. Way. 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Magaloni, Beatriz. 2006. *Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and its Demise in Mexico*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Manin, Bernard, Adam Przeworski, and Susan C. Stokes. 1999. “Introduction.” In *Democracy, Accountability, and Representation*. ed. by Adam Przeworski, Susan C. Stokes, and Bernard Manin, Cambridge: Cambridge University Press, 1-26.
- Ministry of Planning and Investment. Lao Statistical Bureau. 2014. *Statistical Yearbook 2013*. Vientiane Capital: Ministry of Planning and Investment. Lao Statistical Bureau.
- O’Donnel, Guillermo. 1999. “Horizontal Accountability in New Democracies.” In *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracy*, ed. by Andreas Schedler, Larry Diamond and Marc F. Plattner, Boulder: Lynne Rienner Publishers, 29-51.
- Rose, Richard, William Mishler and Neil Munro. 2011. *Popular Support for an Undemocratic Regime: The Changing Views of Russians*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Shedler, Andreas 1999. “Conceptualizing Accountability.” In *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*, ed. by Andreas Schedler, Larry Diamond and Marc F. Plattner, Boulder: Lynne Rienner Publishers, 13-28.
- . 2006. “The Logic of Electoral Authoritarianism.” In *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. ed. Andreas Schedler, Boulder: Lynne Rinner Publishers, 1-23.
- Svolik, Milan W. 2012. *The Politics of Authoritarian Rule*. New York: Cambridge University Press.

<ラオス語文献>

- Eekasaan koongpasum nyai khang thii VII khoong phak pasaaxon pativat lao [ラオス人民革命党第7回党大会報告書] 2001.
- Eekasaan koongpasum nyai khang thii IX phak pasaaxon pativat lao [ラオス人民革命党第9回党大会報告書] 2011.
- Kaswang nyutitham [司法省] 2008. *Kot maai lae nitikham nai khoong kheet pok khoong lae nyutitham* [行政・司法分野の法律], Vietiane: Kaswang nyutitham [司法省].
- Kaysone Phomvihane 1979. *Bot laaygaan laiat too koongpasum khop khana khang thii 7* khoong khana boolihaangaan suunkaang phak pasaason pativat lao samay thii 2 [第2期党中央執行委員会第7回総会への詳細報告].
- 1991. “Laaygaan kaan mueang khoong khana boolihaangaan suunkaang phak too koongpasum nyai khang thii V khoong phak pasaason pativat lao saneu dooy sahaay kaysoon phomvihaan leekhaa thikaan nyai khana boolihaangaan suunkaang phak” [ラオス人民革命党書記長カイソーン・ポムヴィハーン同志による第5回党大会への党中総執行委員会政治報告] *Alunami*, sabap phiseet 1991 [『アルンマイ』1991年第5回党大会特別号], 11-54.
- Khana kammakaan lueak tang ladap saat [国家選挙委員会] 2011. *Kham naenam kiawkap kaan kakiam khoongpakooop bukkhalakoon khoong saphaa haeng saat sut thii VII, leek thii 10* [第7期国会の人員構成準備に関する国家選挙委員会指導書第10号].
- Khwaeng saaravan [サラワン県] 2011. *Mati tok long khoong khana pacham phak khwaeng, leek thii 83* [常務委員会決議第83号].
- Nuaygaan thoolasap saai dwan saphaa haeng saat [国会ホットライン班] 2012. *Pamwan thoolasap saai dwan koongpasum samai saaman thoua thii 3* khoong saphaa haeng saat sut thii VII khang wan thii 20 mithunaa-13 koolakot 2012 [第7期国会第3回通常国会(2012年6月13日-7月13日)ホットライン集].
- Saphaa haeng saat [国民議会] 2003. *Latthathamunuun haeng saathaalanalat pasaathipai pasaaxon lao* [ラオス人民民主共和国憲法].
- 2007. *Kot maai vaa duay saphaa haeng saat* [国民議会法].
- 2011. *Kot maai vaa duay saphaa haeng saat* [国民議会法].
- Saphaa haeng saat khana samaasik saphaa haeng saat pacham kheet lueak tang thii 12 khwaeng khammwan [国会第12選挙区カムアン県国会議員団] 2013. “Bot laaygaan kaan khouan wai viakgaan khoong khana samaasik saphaa haeng saat kheet lueak tang thii 12 khwaeng khammwan pacham pii 2012-2013” [第12選挙区カムアン県国会議員団の2012-2103年度活動報告書].
- Saphaa haeng saat khana samaasik saphaa haeng saat kheet thii 15 [国会第15選挙区

- 議員団] 2013. “Bot salup kaan khouan wai viakgaan khoong khana samaasik saphaa haeng saat pacham kheet lueak tang thii 15 khwaeng champaasak sok pii 2012-2013 lae thit thaang 2013-2014” [第15選挙区常駐国会議員団の2012-2103年度活動と2013-2014年度方針総括].
- Saphaa haeng saat suun khoon muun khaaw saan [国会データ・情報センター] 2012. “Pamuan eekasaan koong pasum huam lawaang khana pacham saphaa haeng saat kap khana samaasik pachan kheet lueak tang khang wan thii 24-25 phutsaphaa 2012” [2012年5月24-25日に開催した国会常務委員会と選挙区常駐議員団の合同会議資料集].
- 2013. “Pamuan eekasaan koong pasum samai saaman thua thii 5 khoong saphaa haeng saat sut thii VII” [第7期第5回通常国会資料集].
- Saphaa haeng saat suun khoon muun khaaw saan lae hong samut [国会データ・情報センター・図書室] 2006. “Pamuan eekasaan koongpasum khang pathom maluuk khoong saphaa haeng saat sut thii VI” [第6期第1回国会資料集].
- Saphaa haeng saat suun khoon muun lae hong samut [国会データセンター・図書室] 2010. “Kham saneu khoong pasaaxon phaan thoolasap saai dwan too koongpasum samai saaman thua thii 9 khoong saphaa haeng saat sut thii VI” [第6期第9回国会のホットラインを通じて寄せられた国民の提案].
- Saphaa pasaaxon suunsut [最高人民議会] 1991. *Latthathamunuun haeng saathaalanalat pasaathipai pasaaxon lao* [ラオス人民民主共和国憲法].

<新聞>

Pasaaxon.

Phouthen Pasaxon.

Vientiane Times.

